

三 春 町

子ども読書活動推進計画

三春町教育委員会

目次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 第1章 | はじめに | 2 |
| 第2章 | 基本方針 | 3 |
| 1 | 計画の対象及び計画の期間 | |
| 2 | 計画の基本理念と基本方針 | |
| 第3章 | 子どもの読書活動の推進のための具体的方策 | 4 |
| 1 | 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 | |
| (1) | 家庭・地域における取り組み | |
| ① | 家庭における読書活動の推進 | |
| ② | 図書館における読書活動の推進 | |
| ③ | 交流館における読書活動の推進 | 5 |
| ④ | 児童館等における読書活動の推進 | |
| ⑤ | 子どもや保護者が集う施設における読書活動の推進 | 6 |
| (2) | 学校等における取り組み | |
| ① | 幼稚園、保育所における読書活動の推進 | |
| ② | 学校における読書活動の推進 | |
| 2 | 子どもの読書環境の整備・充実 | 7 |
| (1) | 家庭・地域における取り組み | |
| ① | 家庭における読書環境の整備・充実 | |
| ② | 図書館における読書環境の整備・充実 | |
| ③ | 交流館における読書環境の整備・充実 | 8 |
| ④ | 児童館等における読書環境の整備・充実 | |
| ⑤ | 子どもや保護者が集う施設における読書環境の整備・充実 | 9 |
| (2) | 学校等における取り組み | |
| ① | 幼稚園、保育所における読書環境の整備・充実 | |
| ② | 学校における読書環境の整備・充実 | |
| 3 | 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発 | 10 |
| (1) | 地域における取り組み | |
| ① | 図書館における情報提供、啓発活動 | |
| ② | 交流館における情報提供、啓発活動 | |
| ③ | 児童館等における情報提供、啓発活動 | |
| ④ | 子どもや保護者が集う施設における情報提供、啓発活動 | 11 |
| (2) | 学校等における取り組み | |
| ① | 幼稚園、保育所における情報提供、啓発活動 | |
| ② | 学校における情報提供、啓発活動 | |
| 第4章 | 計画の推進体制 | 12 |
| 資料1 | 〇三春町民図書館業務運営方針 | 13 |
| 資料2 | 〇子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日公布） | 15 |

第1章はじめに

三春町では、「第6次三春町長期計画の基本構想」において、「夢をもち豊かな心が育つまちづくり」を掲げ“子育て支援の充実”や“幼児教育、学校教育の充実”に取り組んでいます。

また、「三春町教育委員会の基本理念」において、“豊かな文化の創造と明日を担う町民の育成”や“誰もが、いつでも、希望する内容の学習”ができるよう諸条件の整備・充実を目指し、各種事業の展開を進めているところです。

一方、昨今のテレビ・インターネット等情報メディアの発達や普及により、大人はもとより子どもを取り巻く読書環境は急激に変化し、活字離れ・読書離れが指摘されています。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものと考えられています。

国においては、平成13年12月に「子ども読書活動の推進に関する法律」が制定されるとともに、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、基本となる方針が示されました。さらに平成17年7月には「文字活字文化振興法」が制定され、活字文化の振興を後押ししています。

また、県においては、平成16年3月に「福島県子ども読書活動推進計画」が策定されています。

これらの状況を踏まえ、三春町においても、子ども読書活動推進の重要性を認識し「子ども読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき、この「三春町子ども読書活動推進計画」を策定するものであり、この計画により、家庭・地域・学校等がそれぞれの役割を果たすべく具体的な方策を明らかにするものです。

第2章 子ども読書活動推進計画の基本方針

1 計画の対象及び計画の期間

計画の対象は、子ども(本計画では、おおむね18歳以下の者をいう。)とします。計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

2 計画の基本理念と基本方針

子どもが心身ともに健やかに成長することは、保護者の願いであり、また健全育成を図ることは、社会の責務であります。

「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。」ことを基本理念とします。

すべての子どもが、いつでも、どこでも、自主的に読書活動ができるよう、

- ・子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
 - ・子どもの読書環境の整備・充実
 - ・子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発
- を基本方針として推進計画を策定します。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

読書は子どもの成長過程において、計り知れない役割を果します。すべての子どもが、いつでも、どこでも読書に親しむことができるよう、幼児期、少年期、思春期、青年期とそれぞれの成長過程で読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。

(2) 子どもの読書環境の整備・充実

子どもが自主的に読書を楽しむようになるためには、乳児期からの環境づくりが重要です。子ども自身が読書の楽しみを知り、主体的に読書活動に取り組むことのできる場や親子が共に親しめるような図書館の充実や施設等の整備を図りつつ、家庭、地域、学校等社会全体が一体となったネットワーク化の推進・充実に努めます。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもにとって良い本との出会いは、多くの場合、大人からの働きかけや関わりによって始まります。子どもの読書活動の意義や重要性について、広く理解と関心を深めていけるよう様々な機会を通して、情報提供や広報・啓発の充実に努めます。

第3章 子どもの読書活動の推進のための具体的方策

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等の社会全体での連携した取り組みが極めて重要です。

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭・地域における取り組み

① 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭における子どもへの本の読み聞かせは、子どもが本の楽しみを味わい、読書習慣を形成する基盤となります。幼いときからおはなしを聞く体験は、子どもの言葉と心の発達に大きく影響するだけでなく、豊かな人間性を育む上でも重要です。

家庭において子どもが本と出会い、読書習慣の基盤が作られるよう、保護者からの子どもに対する積極的な働きかけが望まれます。このため家庭における保護者への読書活動の働きかけの推進に努めます。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 家庭読書活動の推奨・・・町内小中学校と連携し、親子読書時間の活用
ノー・ディスプレイ（文字・図形表示装置を見ない）運動の推進等

② 図書館における子ども読書活動の推進

図書館は、子どもがさまざまな多くの本と出会い、自主的に読書を楽しむための多様なサービスの提供を受ける場所です。図書館においては、一人ひとりの要望に応えられるよう図書や新聞等幅広い資料の収集や見やすく探しやすい書架づくり、さらに親しみやすい雰囲気づくりなど、さまざまな本に触れる機会を提供します。子どもたちが、「おはなし会」や「絵本とわらべ唄」等の行事を通して図書館に足を運ぶことにより、図書館を身近に感じ、文学、科学、芸術、歴史などの本に触れ新しい発見をし、幅広い読書活動に親しむ機会や空間を提供します。

さらに、学校との連携を図り、教科及び総合学習の時間等の支援や、子どもたちの趣味・関心に応える窓口のレファレンス（相談・調査）サービスを充実させ、子どもたちと本を結ぶ手助け・支援に努めます。

○具体的な取り組み・推進項目

◇ 館内おはなし会の開催

☆絵本とわらべ唄・・・幼児と保護者を対象として、月2回ボランティア等が行う。

☆日曜おはなし会・・・幼児と小学校低学年を対象として、月2回ボランティア等が行う。

☆木曜おはなし会・・・幼児と小学校低学年を対象として、月1回ボランティア等が行う。

- ◇ 出前おはなし会
保健センター、小学校、幼稚園、子育てサークル、地区の団体等から随時申し込みを受け付け、日程調整のうえ、幼児と保護者を対象にボランティア等が現場に出向いておはなし会を行う。
- ◇ 分室おはなし会
図書館分室において定期的に、小学生を対象にボランティア等がおはなし会を行う。
- ◇ 図書館フェスティバル・・・文化祭行事の一環として行う事業
☆公開おはなし会・・・すべての町民を対象にボランティア等が行う。
☆企画展・・・テーマを決め、関係図書や資料を収集し展示する。
- ◇ 文庫貸出・・・30人以上で構成する団体への貸出
- ◇ 団体貸出・・・10人以上で構成する団体への貸出

※ 町民図書館ボランティアの会

町民図書館ボランティアの会は、読み聞かせ班と制作班の2班で構成しています。

読み聞かせ班は、絵本の読み聞かせ、手遊び、わらべ唄、紙芝居、エプロンシアター、パネルシアター等を組み合わせて、町民図書館、小学校、幼稚園、保育所、図書館分室、育児サークル等でのおはなし会を行います。

制作班は、おはなし会で使用する人形などの小道具を作成します。

③ 交流館における子ども読書活動の推進

地区交流館は、地域住民が交流し、学習・文化・芸術活動に参加しながら地域住民の豊かな文化生活を推進する学びの場です。図書館分室を有する交流施設が、地域の子どもたちの読書活動の場となるよう読書推進に努めます。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 分室お話し会への参加
- ◇ まほらっ子教室（中妻、中郷、沢石、御木沢）でのおはなし会
- ◇ 図書館との連携による図書館分室の充実・・・図書館職員の定期的巡回訪問、情報提供

④ 児童館・放課後児童クラブにおける子どもの読書活動の推進

中央児童館や岩江児童センターでは、専門の職員が配置され、学校帰りに子どもたちが、様々な催しや行事を通し楽しく元気に友達と仲良く集団生活をしています。毎日の集団生活のいろいろな機会を捉え、子どもが読書活動に親しみ楽しく読書できるよう推進します。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 町民図書館の利活用の促進 . . . 開館時間 10:00～18:00 まで
利用方法 閲覧や図書等の貸出
- ◇ 岩江分室・文庫の利活用の促進 . . . 開館時間 9:30 ～16:30 まで
利用方法 閲覧や図書等の貸出
- ◇ 巡回文庫の充実 . . . 中央児童館へ年3回の巡回文庫

⑤ 子どもや保護者が集う施設における子ども読書活動の推進

保健センター、子育て支援センター、自然観察ステーション等、子どもや保護者が多数集まる施設においては、各施設の特性を活かした、本の読み聞かせ、おはなし会などの読書活動の充実を図ります。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 出前おはなし会 . . . 随時出前おはなし会の申込み受付
- ◇ 図書館との連携 . . . 図書館職員の定期的な訪問
- ◇ 団体貸出 . . . 団体登録による団体貸出

(2) 学校等における取り組み

① 幼稚園、保育所における子ども読書活動の推進

就学前の子どもたちが、おはなしを聞く楽しさを知り、物語への感動を体験することは、豊かな感受性を育て、想像力を養い、自然や社会に対する基礎的な認識を深めるためにも極めて重要なことです。家庭での読書体験はもとより、同年齢の友達と一緒に集団で体験する読書の喜びも大きいものであります。

幼稚園、保育所においては、子どもたちが本に親しみ触れる機会を多くし、読み聞かせ等の豊かな読書体験の実現を図ります。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 教育・保育における絵本の積極活用
- ◇ 児童図書コーナーの充実 . . . 児童図書の収集を図る
- ◇ 巡回文庫の充実 . . . 年3回児童図書の入れ替え
- ◇ 町民図書館との連携強化

② 学校における子ども読書活動の推進

学校における読書活動は、学習内容の理解を深めるとともに、子どもが自分自身を見つめ、生き方を考えながら、豊かな心を身につけていくうえで大きな役割を果たしています。

また、子どもの読書活動は、読書習慣を身につけることを通してさらに深まるものであり、学校における多様な取り組みの充実に役立ちます。

学校図書館は、学習を支援する場であるとともに、子どもの読書活動の場として、学校における中核的な役割を担うことから、子どもの「生きる力」を育む場でもあります。

学校においては、全校一斉の読書活動や調べ学習等、各学校での学校図書館の利用をはじめ、読書活動についての指導計画に基づいて具体的に展開・実践することにより、子どもが読書習慣を身に付けられるよう努めます。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ こどもの成長段階に応じた読書指導の充実・・・各学年毎の目標設定
- ◇ 教科書と関連した読書指導計画の作成・・・関連図書資料の収集
- ◇ 朝の読書活動の促進・・・曜日の設定や図書選定の工夫
- ◇ 学校図書館を使った“調べ学習”の促進
- ◇ 公共図書館等との連携強化
- ◇ 学校図書館だよりの発行・・・図書委員会の活用

2 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 家庭・地域における取り組み

① 家庭における子どもの読書環境の整備・充実

子どもが本に親しみ、読書習慣を身に付けるためには、家庭での日常生活において、読書への取り組みが大切です。読み聞かせ等の親子での読書活動は、本への親しみと楽しさを体得し、親子の信頼関係を深め子どもの心に安心・幸福感を醸し出します。また心の豊かな人間性を養うことになります。

身近にいる家族が読書の重要性を認識し、共に読書をしたりおはなしを聞かせたりして、読書に接する機会や環境づくりに努めることが必要です。

家庭での取り組みとして次のようなことを推進します。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 読み聞かせの時間作り・・・「読書の日の設定」の推進
- ◇ 身近な図書館の利用・・・町民図書館、地区分館、文庫の利用
- ◇ 子ども用の本の備え・・・子どもへ「心の栄養を提供」の推進
- ◇ 読書行事等への親子参加・・・図書館のおはなし会や地区団体の諸行事

② 図書館における子どもの読書環境の整備・充実

本町には、町民図書館と地区に5つの図書館分室があります。子どもの読書活動を支援するために、分室の充実やオンライン化等により子どもが身近に利用しやすい環境整備を進めています。町民図書館と各学校図書館との連携を保ち図書資料検索のネットワーク化を図り、図書館利用の促進に努めます。

図書資料の収集にあたっては、児童書の充実に重きを置き、子どもたちが

見やすく探しやすい書架の配列に努めます。

また図書館職員については、自己研鑽しつつ各種研修会に出席し資質の向上を図り、子どもの読書活動の支援ができるよう図書館サービスに努めます。

○具体的な取り組み・推進項目

- ◇ 児童図書の充実・・・児童図書に重きを置いた資料収集
- ◇ 児童コーナーの設置（椅子・机）・・・子どもの読書の場の確保
- ◇ 児童用英語の絵本・読み物コーナー・・・年少時英語教育に対応
- ◇ 児童図書新着本展示コーナー・・・毎月の新着本を見やすく展示
- ◇ 図書検索コーナー・・・コンピューターによる希望図書の検索
- ◇ 学校新聞コーナー・・・朝日小学生新聞の購読
- ◇ 児童用ビデオコーナー・・・昔話、アニメ、童謡もの等の収集
- ◇ 地元作家コーナー・・・芥川賞受賞作家 玄侑宗久さんの著書等収集
- ◇ 教科書コーナー・・・現在使用中の小中学校の教科書を配架
- ◇ 児童図書リクエスト受付・・・町民の要望を反映し図書充実を図る
- ◇ ボランティア研修会・・・県主催の研修会等への参加
- ◇ 布絵本講習会・・・布などを使った読み聞かせ用小道具の作成講習
- ◇ 巡回文庫・・・小学校、幼稚園、保育所、児童館へ年3回図書の入替
- ◇ 図書館ボランティアの発掘・養成・・・ボランティア養成講座の開催
- ◇ 図書館職員の研修・・・県主催の研修会等への参加
- ◇ 本のソムリエ講座開催・・・シリーズで本に関する講座を開催
- ◇ 学校図書館、分室等各施設との連携の強化

③ 交流館における子どもの読書環境の整備・充実

地区交流館においては、ボランティア活動の支援を受けながら、地域子ども教室を開催し、多様な行事を行っています。読書ボランティアの発掘・養成を行いつつ、読書推進の環境整備に努めます。

また、子どもたちが利用しやすい分室作りを地域の住民と共に考え、地区交流館のいろいろな催しを通して、子どもの読書活動を推進する環境整備を進めます。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 読書ボランティアの発掘・養成
- ◇ 親しみやすい図書の配架
- ◇ 要田地区への図書館分室の整備

④ 児童館・放課後児童クラブにおける子どもの読書環境の整備・充実

中央児童館や岩江児童センターの児童厚生員、指導員等の専門職員により、諸行事の中に読書活動に関する要素を取り入れ子どもが読書に興味を抱くような環境整備・充実に努めます。

また、子どもが気軽に利用できるよう、工夫を凝らした図書の配置を図り読書環境整備に努めます。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 児童図書コーナーの充実・・・児童書収集や配架の工夫
- ◇ 行事に読書活動の取り入れ・・・読み聞かせやおはなし会の実施
- ◇ 町民図書館との連携強化

⑤ 子どもや保護者が集う施設における子どもの読書環境の整備・充実

保健センター、子育て支援センター、自然観察ステーション等、子どもや保護者が多数集まる施設においては、図書館と連携を取りながら、子ども向けの絵本や図書の充実を図り、子どもや保護者が読書活動に親しめる環境整備に努めます。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 児童図書コーナーの設置や資料の展示
- ◇ 読書ボランティアの発掘・養成

(2) 学校等における取り組み

① 幼稚園、保育所における子どもの読書環境の整備・充実

幼稚園、保育所において、子どもたちが絵本などに自らが興味を示すことができ、触れて楽しめるような、工夫を施した絵本コーナーづくりに努めます。

また、子どもの読書活動を推進するため、職員の理解や意識の高揚を図るよう研修の機会の確保に努めます。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 教諭・保育士の研修の充実
- ◇ 児童図書コーナーの充実
- ◇ 読書ボランティアの発掘・養成

② 学校における子どもの読書環境の整備・充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な、図書資料の整備・充実が重要であることから、学校図書資料の計画的な整備が図られるよう努めます。

また、他の学校図書館や町民図書館等とネットワーク化の推進を図ることにより、自校の図書館のみならず、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索が可能になるよう設備等の整備・充実に努めます。

学校図書館の運営にあたっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭

(または図書館教育担当教諭)が中心となり、教員、事務職員等が連携・協力して円滑な運営をし、それぞれの立場から、学校図書館の機能充実に努めます。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 図書委員会の充実
- ◇ 子どもたちが利用しやすく楽しい魅力的な学校図書館づくり
- ◇ 司書教諭や学校図書館司書の研修の充実
- ◇ 電算化による図書館資料の管理、貸出・返却
- ◇ 親しみやすい学級文庫づくり

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

(1) 地域における取り組み

① 図書館における情報提供、啓発活動

町民図書館は、歴史と文化を継承し、情報発信の拠点として、まちづくり・人づくりを支援する重要な役割をもっています。

また、読書活動推進に関しては、最も重要な役割を担っていることから、子どもの読書活動推進に関する情報の提供・啓発活動に努めます。

○具体的な取り組み・推進項目

- ◇ 読書活動推進計画の理解と周知
- ◇ 広報紙による新着本や行事の紹介
- ◇ おはなし会開催チラシ発行
- ◇ ホームページの充実
- ◇ 子ども読書の日（4月23日）の広報
- ◇ 読書案内の発行
- ◇ 文字・活字文化の日（10月27日）の広報

② 交流館における情報提供、啓発活動

子どもの読書活動を推進するには、読書活動が子どもの感受性や想像力を養うことの有益性を地域の方に知ってもらう必要があります。

地区交流館の各種事業の機会を捉えて、読書に関する情報の提供・啓発に努めます。

○ 具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 読書活動推進計画の理解と周知
- ◇ 読書に関する情報提供
- ◇ 公民館行事における読書活動の啓発

③ 児童館・放課後児童クラブにおける情報提供、啓発活動

子どもが読書活動を通して、豊かな感受性、想像力、表現力を養うことの重要性を周知するため、各種行事やイベントなどにおいて、読書に関する情報の提供・啓発に努めます。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 読書活動推進計画の理解と周知
- ◇ 読書に関する情報提供
- ◇ 各種行事を通し、保護者への読書活動の啓発

④子どもや保護者が集う施設における情報提供、啓発活動

保健センター、子育て支援センター、自然観察ステーション等、子どもや保護者が多数集まる施設においては、各種事業の機会を活用して、読書活動の重要性や読書活動に関する情報の提供・啓発を図ります。

○具体的な取り組み・推進項目

- ◇ 読書活動推進計画の理解と周知
- ◇ 読書に関する情報提供
- ◇ 各種行事を通しての読書啓発

(2) 学校等における取り組み

① 幼稚園、保育所における情報提供、啓発活動

幼稚園、保育所では、保護者会やいろいろな活動の機会を捉えて、保護者等に対して、読書の重要性・必要性を伝えるとともに、読書に関する情報の提供・啓発活動を行います。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 読書活動推進計画の理解と周知
- ◇ 良い絵本の紹介
- ◇ 保護者への読書活動の啓発

② 学校における情報提供、啓発活動

学校では、児童・生徒や保護者に対して、少年期、思春期、青年期等それぞれの発達段階における読書の重要性・必要性を伝えるとともに、読書活動を促すための適切な情報の提供を行います。

○具体的な取り組み・推進事項

- ◇ 読書活動推進計画の理解と周知
- ◇ 学校図書館だよりの発行
- ◇ 読書に関する各種情報の提供
- ◇ 学校図書館と町民図書館の連携強化

第4章 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、「子どもは次代を担う町の財産」と考え、家庭・地域・学校・関係行政機関・ボランティア等の関係者が密接な連携を取りながら、情報を共有しつつ一体となって取り組むことが重要です。

読書活動推進計画の促進のため、図書館、学校、保育所、幼稚園、児童館、教育委員会及び交流館等との連絡協議会を開催し、相互の連携・協力を図り、また三春町民図書館協議会の意見を聴きながら、子ども読書活動の推進に努めてまいります。

資料 1

町民図書館業務運営方針

(1) 基本方針

三春町民図書館は、町民に親しまれる『みんなの図書館』として、くらしや文化など、日常生活に役立つために、次のような基本方針により運営にあたる。

- ① 町民が本に親しみ、日常生活に役立つ図書館をめざす。
- ② 町民の要望を把握し、図書館業務に反映させていく。
- ③ 三春の歴史と文化を継承し、豊かな社会づくり、人づくりを支援する。
- ④ 各地域へのサービス体系を整備する。
- ⑤ 学校との連携を図り、総合学習の支援を行っていく。

(2) 運営方針

① 本に親しみ、日常生活に役立つために

- ア 利用者に親しまれる環境づくりに努める。
- イ 町民に対する新しい情報の供給源となるように、町の情報センターとしての機能の充実に努める。
- ウ 広報活動や調査相談を積極的に行い、図書館利用と読書意欲の促進を図る。

② 町民の要望に応えるために

- ア リクエストや予約などをつうじて、利用者の求めるものを的確に把握し、資料収集業務等に反映させ、より効率的な資料の整備・充実に努める。
- イ コンピュータシステムを活用し、サービス業務の向上・迅速化と整備業務の効率化に役立てる。
- ウ より広範なサービスの提供のために、県内及び全国の図書館間の相互協力事業に参加する。

③ 三春の歴史と文化を知り、豊かな社会づくり、人づくりを支援するために

- ア 三春町に関する郷土資料・行政資料・国際関係資料及び参考図書の充実に図り、レファレンス（調査相談）サービスに努める。
- イ 将来をにやう、幼児・児童に対するサービスを重視し、読書相談など、大人に対する以上にサービスの向上に努める。
- ウ 幼児や児童の読書習慣・読書意欲を高めるため、「おはなし会」などを行う。

④ 各地域へのサービスを充実するために

- ア 地域サービス推進のため、地域文化活動や教育活動に対して、図書の団体貸出を行う。
- イ 地域サービスの拠点である分室への資料の充実と利用の促進に努める。
- ウ 町内の各教育施設への巡回文庫の充実に努める。

⑤ 総合学習を支援するために

- ア 総合学習活動に対し資料及び情報提供を行う。

(3) 推 進 事 業

① 利用者サイドに立った図書館の運営

- ア 資料の計画的収集
- イ 図書の選書、購入…（リクエストの重視）
- ウ 図書資料の収集・整理・保管・提供…（総合学習支援、郷土資料）

② 読書推進活動の充実

- ア 図書館フェスティバルの開催（11月上旬）
- イ おはなし会・絵本とわらべ唄の実践…自己研修
- ウ ボランティア活動の拡大…出前おはなし会
- エ 広報活動の充実

③ 図書館ネットワーク等の推進

- ア 県立図書館ネットワークへの継続加入…インターネット、ホームページ
- イ 町内学校、施設との連携による調べ学習への支援の充実

④ 総合学習への支援

- ア 総合学習への支援（資料・情報提供）

資料 2

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日公布）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を

図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更についても準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進状況を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

三春町子ども読書活動推進計画

平成19年5月27日発行

三 春 町 教 育 委 員 会

事務局 〒963-7759

福島県田村郡三春町字大町12番地の1

三春町民図書館

電話 0247-62-3375